⑽　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。

⑾　本工事は、競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料を開示する試行工事である。

⑿　本工事は原則として、当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とし、それまでに落札者がないときは、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第99条の２の規定に基づく随意契約には移行しない。

⒀　本工事は、主任（監理）技術者や現場代理人として施工経験を有さない技術者（主任（監理）技術者等未経験者）を定期的に指導する経験豊富な技術者（技術指導者）を配置できる「主任（監理）技術者等未経験者育成型（工事）」の工事である。なお、技術指導者の配置については、参加表明書の提出者が選択できるものとし、配置予定の主任（監理）技術者が２競争参加資格に定める同種工事（沖縄総合事務局開発建設部及び国土交通省が発注した工事（港湾空港関係に限る））の施工経験を有さない場合に技術指導者の配置を行うことができる。

⒁　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

⒂　本工事は、発注者が本工事の積算に必要な歩掛の一部について見積りを求める工事であり、見積書の提出は、入札説明書交付時に別途配布する見積提出様式により、申請書提出時に併せて電子入札システムで提出すること。また、見積りを求めた歩掛については、申請書及び歩掛見積り提出期限までに申請書及び歩掛見積りを提出した者に対して入札説明書等ダウンロードシステムにより公表する工事である。

⒃　本工事は、契約締結後、総価契約の内訳として、単価等について合意を行う「総価契約単価合意方式」の対象工事である。

なお、本方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式（以下「個別合意方式」という。）を基本とするが、受注者の希望により、単価を一括的に合意する方式（以下「一括合意方式」という。）も可能とする。

⒄　本工事は、公共工事の品質を確保するため、工事の監督及び検査の実施において「施工プロセスを通じた検査」を実施する工事である。

⒅　本工事は、中間前金払に代わり、出来高に応じた部分払を選択することができる「出来高部分払方式」の対象工事である。

⒆　本工事は、港湾建設業等における労働賃金改善に関する取組を促進するための「労務費見積り尊重宣言」促進モデルの試行工事である。

⒇　本工事は、建設キャリアアップシステム活用モデル工事の試行対象工事である。試行内容の詳細は、特記仕様書によることとする。

(21)　本工事は、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準じる企業等を評価する工事である。

２　競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格者等（以下「単体」という。）又は、次に掲げる条件を全て満たしている者により構成されている特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であって、沖縄総合事務局開発建設部長が別途公示する手続に従い、特定ＪＶとして資格の認定を受けた者であること。

⑴　予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　沖縄総合事務局における令和５・６年度一般競争参加資格のうち「港湾土木工事」の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　沖縄総合事務局における港湾土木工事に係る令和５・６年度一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、単体又は特定ＪＶの代表者については1,150点以上、特定ＪＶの代表者以外の構成員については850点以上であること。

⑸　技術提案に関わる施工計画が適正であること。

⑹　平成21年度以降に、次に掲げる工事を元請として施工した実績を有すること（特定ＪＶの構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。

なお、当該実績が沖縄総合事務局開発建設部及び国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

１）単体又は特定ＪＶの代表者は、下記ａ）かつｂ）の施工実績を有すること。なお、同一工事とする。

ａ）港湾施設においてコンクリート打設を施工した実績。

ｂ）9,300㎥以上の石材を投入した実績。

２）特定ＪＶの代表者以外の構成員は、下記ａ）かつｂ）の施工実績を有すること。なお、別件工事でも可とする。

ａ）港湾施設においてコンクリート打設を施工した実績。

ｂ）石材を投入した実績。

⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者１名を当該工事に専任で配置すること。本工事において申請できる主任技術者又は監理技術者は１名とする。なお、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合、専任を要する期間において当該工事に専任で配置できること。

また、競争参加者が特定ＪＶの場合は全構成員が必ず各１名ずつ技術者を配置しなければならない。ただし、競争参加者が甲型特定建設工事共同企業体である場合は、代表者以外の構成員の配置予定技術者についての書類を求めず、契約後に要件を満たすことが証明できる書類の提出を求め、資格を有する者であることを確認する。

１）１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

２）平成21年度以降に、次に掲げる工事の現場に元請けとして従事した経験を有する者であること（特定ＪＶの構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。

なお、工事の経験が沖縄総合事務局開発建設部及び国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る工事の経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。ただし、競争参加者が甲型特定建設工事共同企業体である場合は、代表者以外の構成員について、主任（監理）技術者の工事の施工経験を求めない。

①　単体又は特定ＪＶの代表者の配置予定技術者は、下記ａ）かつｂ）の施工実績を有すること。なお、別件工事でも可とする。

ａ）港湾施設においてコンクリート打設を施工した実績。

ｂ）石材を投入した実績。

３）配置予定監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

４）配置予定技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）提出期限日において、原則３か月以上継続してあること。

⑻　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に沖縄総合事務局長から「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和60年８月６日付け総会計第642号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。